

福島県木造住宅等耐震化支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地震による被害を軽減し、県民生活の安全性の確保・向上を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）による交付金（以下「国交付金」という。）を活用し、木造住宅及びブロック塀等の耐震化を支援する市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 既存不適格

昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物等で、着手当時に適用されていた建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しているものをいう。

(2) 木造住宅

構造耐力上主要な部分等が木材で造られた3階建て以下の戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。以下同じ。）で、既存不適格のものをいう。

(3) ブロック塀等

組積造及び補強コンクリートブロック造の塀（門柱、門扉、控壁及び擁壁（土圧を受ける部分）を除く。）で、次のいずれかのものをいう。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しているもの

イ 既存不適格のもの

(4) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、住宅・建築物の地震に対する安全性を診断することをいう。

(5) ブロック塀診断

次のいずれかにより、ブロック塀等に係る地震に対する安全性を診断又は点検することをいう。

ア ブロック塀等の所有者等による自己点検（チェックポイント（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長発出）に基づき行うもの。）

イ 市町村による診断

ウ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士をいう。）による診断

- エ ブロック塀診断士（公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士規定に基づく診断士をいう。）による診断
- (6) 補強計画
耐震診断の結果を踏まえ、耐震性を向上させる補強箇所や概算工事費を示すものをいう。
- (7) 耐震診断者
本要綱に基づき耐震診断及び補強計画（以下「耐震診断等」という。）の業務を行う者で、次の各要件を満たす建築士をいう。
ア 建築士法第 23 条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する者
イ 福島県が実施する耐震診断等の業務に必要な講習会を受講した者
ウ 福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された者
- (8) 耐震基準
建築基準法施行令第 3 章に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 17 条第 3 項第 1 号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号「地震に対する安全上耐震関係規定に準じるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。
- (9) 上部構造評点
建築物の各階及び各方向について、第四号又は第八号に定める方法等により算出した保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- (10) 耐震化工事
次のいずれかに該当する工事をいう。
ア 一般耐震改修工事
耐震診断の結果が上部構造評点 1.0 未満の住宅を 1.0 以上に補強又は改修を行うもの
イ 簡易耐震改修工事
耐震診断の結果が上部構造評点 0.7 未満の住宅を 0.7 以上 1.0 未満に補強又は改修を行うもの
ウ 部分耐震改修工事
耐震診断の結果が上部構造評点 0.7 未満の住宅について、主たる居室に特化して補強又は改修を行う工事で、知事が別に定める技術基準に適合させるもの
エ 現地建替工事
耐震診断の結果が上部構造評点 1.0 未満の住宅を解体し、同一敷地内に耐震基準を満たす住宅を新築するもの
- (11) リフォーム工事
耐震化工事と併せて行う、住宅又は住宅の一部の機能や性能を維持・向上させるための修繕、補修、模様替又は更新工事（耐震化に係る工事を除く。）をいう。
- (12) 引越
耐震化工事を行う住宅から他の住戸への引越及び当該他の住戸から耐震化工事後の住宅への引越をいう。
- (13) ブロック塀等耐震化工事

地震に対して安全な構造となるように、既存ブロック塀等の改修又は除却（新設を伴うものを含む。）を行うものをいう。

(14) 避難路沿道等

次のいずれかに掲げるものをいう。

ア 市町村の地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けられた避難路（通学路を含む。）の沿道

イ 市町村の地域防災計画に位置付けられた避難地に隣接する敷地

(15) 地域防災計画

災害対策基本法第 2 条第 10 号に規定する市町村地域防災計画をいう。

(16) 耐震改修促進計画

耐震改修促進法第 6 条第 1 項に規定する市町村耐震改修促進計画をいう。

(17) 多雪地域

福島県建築基準法施行細則（昭和 47 年福島県規則第 79 号）第 18 条第 1 項に掲げる区域をいう。

(18) 一般地域

多雪地域以外の区域をいう。

（補助の対象）

第 3 条 補助の対象は、県内に存する木造住宅及びブロック塀等で、別表 1 に掲げる各補助要件を満たすもの（以下「対象工事等」という。）とする。

2 本事業により対象工事等を行う者（以下「補助対象者」という。）は、木造住宅においては所有者、賃借者又は購入予定者（以下「所有者等」という。）とし、ブロック塀等においては所有者等又は管理者とする。

（補助の内容）

第 4 条 補助の対象経費は、別表 2 に掲げるとおりとする。ただし、国等から同様の補助金が交付されるときは、当該補助に係る対象経費を除くものとする。

2 補助金の額は、市町村が補助する額から国交付金を除いた地方負担額の 2 分の 1 以内、又は別表 3 に掲げる補助金額のいずれか低い方とする。

3 補助金の額は、別表 3 に掲げる対象工事等ごとに合計した額から 1,000 円未満の端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、第 1 号様式に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 市町村収支予算書又は予算議決書等の写し

- (2) 市町村補助事業の実施要綱等の写し
- (3) 市町村地域防災計画又は耐震改修促進計画の写し（避難路沿道等の記載が確認できるもの。現地建替工事及びブロック塀等耐震化工事を実施する場合に限る。）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、補助金の交付を決定したときは、第2号様式により市町村に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、当該年度内において既に市町村が交付決定を行った補助対象者を含むものとする。

（事業内容の変更等）

第7条 市町村は、事業内容を変更しようとするときは、第3号様式を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、事業内容の変更が次のいずれかに該当する場合は、不要とする。

- (1) 6ヶ月未満の事業完了予定日の延長（交付申請を行う日の属する年度内に限る。）
- (2) その他知事が認める変更

- 3 市町村は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第4号様式を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（交付申請の取下げ）

第8条 市町村は、第6条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

- 2 前項の取下げを行うときは、第6条による補助金交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日までに、第5号様式を知事に提出するものとする。

（完了実績の報告）

第9条 市町村は、事業が完了したときは、第6号様式に別表4に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告は、事業の完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うこととする。

- 3 市町村は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、第7号様式を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第6条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により市町村に通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が第6条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

(補助金の請求)

第11条 知事は、前条の規定による補助金額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 市町村は、前項の支払いを受けようとするときは、第9号様式により知事に補助金を請求するものとする。1,000円未満の端数を切り捨てる

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、市町村が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 知事は、前項の取消しを決定したときは、第10号様式により市町村に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 市町村は、補助金の交付を受けて対象工事等を実施した木造住宅及びブロック塀等を補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供させてはならない。ただし、市町村が交付された補助金全額を県に返納した場合、第10条第1項の通知日から起算して5年を経過した場合、又は知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(権限の委任)

第15条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、事業地域を所管する福島県建設事務所長に委任する。

(書類の提出)

第 16 条 この要綱により知事に提出する書類は、1 部とする。

(市町村との連携及び耐震化促進)

第 17 条 本事業は、木造住宅及びブロック塀等の耐震対策など、地震に強いまちづくりに寄与することから、知事は、市町村と十分に連携し、必要な協力及び適切な役割分担の下で効果的に事業を執行するものとする。

2 事業を実施する市町村は、事業に関する基本方針や目標等を耐震改修促進計画に定めるとともに、印刷物等の広報媒体により、具体的な行動計画等を住民に周知しながら、木造住宅及びブロック塀等の耐震化を促進するものとする。

(その他)

第 18 条 補助金の交付等に関しては、この要綱によるほか、次に定めるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- (4) 補助事業等における残存物件の取扱について
（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省発第 74 号建設事務次官通達）
- (5) 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱について
（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度予算に係る補助金から適用する。

別表 1 補助の要件

対象工事等	補助要件
(1) 耐震診断等	①木造住宅 ②市町村が定める重点的に対策が必要な地区等に存するもの ③県による耐震診断等の補助を受けたことのないもの
(2) 耐震化工事	①木造住宅 ②耐震診断の結果、耐震基準を満たさないもの ③避難路沿道等に存するもの（現地建替工事の場合） ④県による耐震改修の補助を受けたことのないもの （一般耐震改修工事を行うものであって、上部構造評点が1.0未満のものを除く）
(3) リフォーム工事	①木造住宅 ②耐震化工事と併せて行う、住宅又は住宅の一部の機能や性能を維持・向上させるための修繕、補修、模様替又は更新工事（耐震化に係る工事を除く）
(4) 引越	耐震化工事を行う住宅から他の住戸への引越及び当該他の住戸から耐震化工事後の住宅への引越
(5) ブロック塀等耐震化工事	①ブロック塀等 ②避難路沿道等に存するもの ③ブロック塀診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの ④県によるブロック塀等耐震化の補助を受けたことのないもの
(6) 摘要	

別表2 補助の対象経費

対象工事等	補助対象経費
(1) 耐震診断等	①耐震診断等に要する費用 ②耐震診断等の内容審査に要する費用 ③耐震診断等の結果報告書の作成に要する費用
(2) 耐震化工事	①耐震改修工事に要する費用 (耐震改修工事に直接関係のない内外装工事等を除く) ②耐震改修工事に要する費用相当額 (現地建替工事の場合)
(3) リフォーム工事	リフォーム工事に要する費用 (知事が別に定める補助金等を補助対象者が受ける場合は、当該補助金等の補助対象経費を除いた費用を対象とする)
(4) 引越	引越に要する家財の運搬費用及び荷造り等の費用として引越業者又は運送業者に支払った費用
(5) ブロック塀等耐震化工事	①ブロック塀等の改修工事に要する費用 ②ブロック塀等の除却工事に要する費用 (新設を伴う場合の費用を含む)
(6) 摘要	

別表3 補助金額

対象工事等	補助金額 (上限額)	
(1) 耐震診断等	58,500 円/戸	
(2) 耐震化工事		
一般耐震改修工事 現地建替工事	287,500 円/戸 (一般地域)	350,000 円/戸 (多雪地域)
簡易耐震改修工事 部分耐震改修工事	172,500 円/戸 (一般地域)	210,000 円/戸 (多雪地域)
(3) リフォーム工事	100,000 円/戸	
(4) 引越	30,000 円/件	
(5) ブロック塀等耐震化工事	31,250 円/件	
(6) 摘要	(2) 耐震化工事について、過去に補助金の交付を受けた住宅で、新たに一般耐震改修工事を行う場合、上記金額から既に交付を受けた補助金額を控除した額を上限額とする。	

別表4 完了実績報告書の添付書類

対象事業等	添付書類
(1) 共通	①実施報告書（第11号様式） ②その他知事が必要と認める書類
(2) 耐震診断等	①市町村が行う委託契約書等の写し ②市町村が行う委託業務完了届等の写し ③市町村が行う検査調書等の写し ④市町村が管理する耐震診断台帳の写し
(3) 耐震化工事	①建築士が発行する耐震改修後の住宅の耐震性能を証明する書類（現地建替工事の場合は耐震基準を満たすことが確認できる書類）の写し ②所有者等から提出された実績報告書等の写し（写真含む） ③市町村が行う検査調書等の写し ④補助対象経費が明らかとなる工事契約書等の写し ⑤補助対象経費が明示された工事内訳書等の写し
(4) リフォーム工事	①所有者等から提出された実績報告書等の写し（写真含む） ②市町村が行う検査調書等の写し ③補助対象経費が明らかとなる工事契約書等の写し ④補助対象経費が明示された工事内訳書等の写し
(5) 引越	①所有者等から提出された実績報告書等の写し（写真含む） ②市町村が行う検査調書等の写し ③補助対象経費が明示された見積書の写し ④補助対象経費が明らかとなる領収書等の写し
(6) ブロック塀等耐震化工事	①所有者等及び管理者から提出された実績報告書等の写し（写真含む） ②市町村が行う検査調書等の写し ③補助対象経費が明らかとなる工事契約書等の写し ④補助対象経費が明示された工事内訳書等の写し
(7) 摘要	